

# 第202回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 令和6年2月29日(木)  
午後1時30分～3時15分  
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

## 第202回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和6年2月29日(木) 午後1時30分～3時15分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、齋藤 利志子、  
内田 満夫、藤巻 浩之(代理 洲永 美秋)、  
信夫 隆生(代理 柳澤 貴雄)、茂原 荘一、本郷 高明、大林 裕子、  
亀山 貴史、須永 聡
- 4 欠席委員 石関 正典、青木 貴俊
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 剣持課長、長岡次長、丸山次長
- 6 議案  
  
第1号議案 太田都市計画区域区分の変更(上小泉北西地区の決定)について  
  
第2号議案 館林都市計画区域区分の変更(館林大島地区ほか1地区の決定)につい  
て  
  
第3号議案 館林都市計画工業団地造成事業の決定(館林大島地区の決定)について  
  
第4号議案 伊勢崎都市計画道路の変更(3・4・64号萩原下武士線の変更)につい  
て
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第202回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝剣持課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第202回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の剣持でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思っております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

皆様、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。それでは議事に従って進めて参りたいと思っております。

議案の説明の方は事務局から説明させていただきますのでご了承ください。

今回議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は小林委員と齋藤委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(長岡次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今の御説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。

審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者 1 名、一般傍聴者 4 名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(長岡次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が 1 名、一般傍聴者が 4 名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第 1 号議案「太田都市計画区域区分の変更（東金井工業団地南地区ほか 2 地区の決定）について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画課・丸山次長)

第 1 号議案「太田都市計画区域区分の変更（上小泉北西地区の決定）について」ご説明いたします。

お手元の議案書 1 ページと併せて、添付図面の図-1 又はスクリーンを御覧下さい。

第 1 号議案は、市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることが出来る区域」と「おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の 2 種類があります。

本議案は、「おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

それでは、位置関係をご説明いたします。

スクリーンには、太田都市計画区域の南東部を中心に、総括図としてお示ししております。緑色の線が高速道路、紫色の線が一般国道、青色の線が主要地方道を示しております。また、黒い丸で、図面の中央には太田市役所、下部には大泉町役場を示しております。

今回、区域区分を変更する箇所は、赤線で囲まれた、国道 354 号と国道 122 号の結節点に位置し、東武小泉線に沿った「上小泉北西地区」です。

お手元の議案書 2 ページをご覧ください。

議案書のご説明をさせていただきます。

「太田都市計画区域区分を次のように変更する。」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」

「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほどご説明いたします。

「2. 人口フレーム」ですが、今回の地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、工業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

お手元の議案書 3 ページをご覧ください。

変更理由につきましては、先ほどもご説明しましたが、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の地区は、群馬県の都市計画区域マスタープラン及び大泉町の都市計画マスタープランにおいて、「産業拠点」として位置づけられています。

それでは、変更区域について、ご説明いたします。

お手元の添付図面の図-2 又はスクリーンをご覧ください。

変更する区域を示す計画図です。西側の黄着色の第一種住居地域に接し、赤線と黒の破線で囲まれた区域が、今回、市街化区域に編入する約 19.7ha の区域です。

本地区への主なアクセスについては、国道 354 号側からとなります。

本地区の用途地域については、工業の業務の利便の増進を図る地域として、工業専用地域とする予定となっています。

お手元の添付図面の図-3 又はスクリーンをご覧ください。

土地利用計画についてご説明いたします。

赤線で囲まれた区域を今回市街化区域に編入する区域としてお示ししています。青色の線は開発区域の境界を示しており、地区の北西の既存工場と既存道路以外は、開発区域となります。本開発は、1社の製造工場とする計画となっております。

開発区域内の、水色は調整池、グレー色の線は開発道路、緑色は緑地を示しています。調整池は、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものであり、調整池で調整した後は、東側の大排水路に放流します。

道路については、国道 354 号と国道 122 号からのアクセスのために、開発道路 B を整備するとともに、西側については外周道路として開発道路 A を整備する計画となっています。

なお、整備予定の調整池については、整備を担保するため、地区計画の地区施設として位置づける予定です。緑地については、住宅地側の緩衝帯として西側に配置する計画で、開発許可基準に基づき、開発区域面積の 3% 以上、設置されます。

お手元の添付図面の図－4又はスクリーンを御覧下さい。

続きまして、都市計画の策定の経緯です。今回の第1号議案は、大泉町の1地区の変更を行おうとするものですが、当初は太田市3地区も併せて変更を行うこととして、都市計画の原案を住民意見反映のために閲覧に供し、公述人の公募を行ったところ、大泉町1地区に対して公述の申出があり、公聴会を開催しております。

その後、記載の計画案縦覧①のとおり、公聴会時の原案のまま決定した、太田市3地区、大泉町1地区の都市計画の案について、令和5年8月18日から9月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、大泉町1地区に対して、意見書の提出がありました。

その後、大泉町の1地区については、営農継続を希望する一部の地権者や耕作者から開発事業に対する同意を得られていないため、令和5年9月に、大泉町から県に対し、当該地区の都市計画変更手続きを延期したい旨の申出がありました。そのため、大泉町1地区の手続きを延期し、太田市3地区については、手続きを進め、令和5年10月25日の前回の都市計画審議会に諮り、令和6年1月12日に決定告示となっております。

都市計画変更手続きを延期した大泉町1地区については、大泉町や民間事業者が、営農継続を希望する一部の地権者や耕作者に対し、説明や調整を進めました。その結果、同意が得られたことから、令和5年12月に、大泉町から県に対し、当該地区の都市計画変更手続きの再開の依頼がありました。そのため、記載の計画案縦覧②のとおり、大泉町1地区のみを対象とする都市計画の案を作成して、令和6年1月16日から1月30日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しました。その結果、意見書の提出はありませんでした。

なお、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、大泉町からは令和5年9月29日に「異存ない」旨の回答をいただいております。

前方のスクリーンを御覧下さい。

公聴会の結果概要について、ご説明いたします。

都市計画の原案の閲覧について、令和5年5月12日から26日に行ったところ、閲覧者は延べ9名で、公述申出者は10名でした。そのうち3名を公述人に選定し、令和5年6月8日に公聴会を開催し、公述意見として、上小泉北西地区の市街化区域編入（産業団地造成）に関連して、「治水対策」、「住宅街の道路整備」、「代替耕作地」の3つの項目について、意見が述べられました。

つづいて、計画案縦覧①の結果概要について、ご説明いたします。

この縦覧については、公述意見に対する大泉町の見解と都市計画決定権者の群馬県の見解を付して、公聴会時の原案のまま決定した都市計画の案を、令和5年8月18日から9月1日まで縦覧しました。その結果、縦覧者は、延べ7名で、意見書が3件提出されています。意見は、上小泉北西地区の市街化区域編入（産業団地造成）に関連して、公聴会の公述意見と同じく、「治水対策」、「住宅街の道路整備」、「代替耕作地」の3つの項目について、意見書が提出されました。

これから、縦覧時の意見書の要旨と見解をご説明いたしますが、関連する公聴会時の公述意見と見解の概要も、適宜、ご説明いたします。

まず、1. 治水対策について、ご説明いたします。

縦覧時の意見書の要旨や見解を説明する前に、現状や治水対策の概要について、ご説明いたします。

図のオレンジ色の線で囲われた範囲が、今回、市街化区域編入を予定している上小泉北西地区です。濃い青線が、排水路を示しており、黒色の四角枠に数字は、標高値を示しています。この地域は、西から東にかけて標高が低くなっており、降った雨は、西から東に向けて排水路を経由して邑楽町方面へ流れていきます。

この地域では、現状、短時間の大雨時に、公述意見に係る「五反田住宅団地」や、意見書に係る「大泉高校と東武小泉線間の住宅地」において、水色の線の道路部分に冠水が発生しています。また、令和元年台風のような長時間の大雨時に、上小泉北西地区の水田に水が貯まることがあります。

現状の冠水等の原因について、ご説明いたします。

住宅地の道路の冠水は、東武小泉線路下の横断排水管や、道路側溝、排水路の能力不足が原因です。図の左側の4つの赤線が、排水管や排水路の能力不足の箇所です。

長時間の大雨時に、上小泉北西地区の水田に水が貯まることについては、西側の住宅地などの雨水が、排水路等を経由し、上小泉北西地区に集まりますが、その先の大排水路の流下能力不足が原因です。

治水対策の概要について、ご説明いたします。

造成に伴う対策として、造成事業者が実施する対策は、紫色で示しています。

農地が、建物や舗装に変わることによる雨水の流出増対策として、①のとおり雨水を一時的に貯められる調整池を、上小泉北西地区の北側に整備します。

また、盛土造成に伴い、西側の住宅地からの雨水を受けるため②のとおり排水路を新設するとともに、③のとおり排水路の切り回しを行います。いずれも、盛土する前の、造成工事の最初に行う計画です。

住宅地の冠水対策等として、町が実施する対策は、赤色で示しています。④の線路下の横断管や、⑤の排水路、⑥の側溝について、流下能力が不足するため、排水断面を広げる改修を行います。また、住宅地からの雨水を受けるため、⑦の洪水調整池の整備も行います。この洪水調整池は、産業団地造成によって、周辺を含めた下流域の浸水リスクを高めないようにする目的もあり、産業団地造成と併せて整備する計画です。

つづいて、公聴会時の公述意見と見解の概要を、ご説明いたします。

公述意見は、「今まで大雨時に雨水を貯留していた上小泉北西地区の水田が造成されると、五反田住宅団地の浸水被害の不安が大きくなるが、具体的な計画が示されていない。」というものでした。

その意見に対し、大泉町の見解は、

・大雨時に、上小泉北西地区の水田に水が貯まりますが、標高の関係上、五反田住宅団地の冠水の抑制に寄与しておらず、雨水は五反田住宅団地側に逆流しません。

・造成事業者が、産業団地造成の最初に適切な排水路や調整池を整備する計画であり、五反田住宅団地の冠水が悪化することはありません。

・産業団地造成とは関係なく、五反田住宅団地の冠水対策について、具体的な計画を示して、治水事業を進めます。

というものでした。

都市計画決定権者の群馬県としましては、大泉町のこれらの見解は妥当であると考え、都市計画変更手続きを進めました。

お手元の議案書の4ページをご確認いただきながら、適宜スクリーンを御覧下さい。

縦覧時の意見書の要旨と見解について、ご説明いたします。

意見①は、公述意見に対する見解を受けて、「五反田住宅団地だけでなく、大泉高校と東武小泉線間の住宅地も造成工事中に冠水が発生する危険性があると考え、そこに居住する住民の不安を解消するため、工事の概要や経緯等を説明し、その説明の場で排水路の整備を最優先することを確約願いたい。」というものです。

これに対する大泉町の見解①は、「当該住宅地の住民に対して、工事の概要や経緯等を説明し、産業団地の造成事業者が排水路を最初に整備することを伝え、当該住宅地の冠水が悪化しないことについて理解を得ています。」というもので、意見に対して対応済みとなっています。

意見②は、「大雨時に水を貯めている水田が造成によって失われてしまうことや、近年の異常気象を考慮すると、現行の調整池の技術基準に準拠するだけでは不十分であると考え、他の市町村にも関わる問題なので、関係する市町村や国土交通省河川事務所と十分に協議し、流域全体を見通した治水対策をしてもらいたい。」というものです。

これに対する大泉町の見解②は、「開発に伴う雨水流出増対策については、県内の他地区と同様に、現行の基準に準拠し、下流の水路の流下能力も踏まえ、適切な容量の調整池を整備することで、県や国の河川管理者と協議が整っています。また、産業団地造成によって、周辺を含めた下流域の浸水リスクを高めないように、造成に併せて、町が洪水調整池を整備する計画です。下流域の邑楽町には説明会も開催しており、引き続き情報共有に努めます。」というものです。

都市計画決定権者の群馬県としましては、大泉町のこれらの見解は妥当であると考えています。

前方のスクリーンを御覧下さい。

つづいて、2. 住宅街の道路整備についてです。

まず、公聴会時の公述意見と見解を、ご説明いたします。

公述意見は、「産業団地の整備によって、工事車両や通勤車両が住宅街の狭い路地に入ることとなり危険性が増すため、産業団地より先に周辺の道路整備を行うべきである。」というものでした。

この意見に対する大泉町の見解は、「工事・通勤車両については、国道354号から出入りするため、住宅街を通行することはないことから、産業団地整備に伴った周辺道路整備は予定しておりません。」というものでした。

都市計画決定権者の群馬県としましては、大泉町のこれらの見解は妥当であると考え、都市計画変更手続きを進めました。

議案書の5ページを御覧下さい。

つづいて、意見書の要旨と見解をご説明いたします。

意見③は、「上小泉北西地区の産業団地の工事・通勤車両については、国道354号から出入りするため、住宅街を通行することはないとのことだが、工事・通勤車両の増加により国道354号が渋滞し、それを避けるために住宅街を抜け道として通行する一般車両が増加するのは必然である。危険性が増してからの対策では間に合わないため、産業団地の整備に先行して住宅街の道路整備を行ってほしい。」というものです。

前方のスクリーンを御覧下さい。

現地の状況を大泉町に確認したところ、国道354号が通勤時間帯に混雑するため、青色の線が主な抜け道となり、赤点線の部分が、意見書の狭い路地に該当します。

お手元の議案書の5ページをご確認いただきながら、適宜スクリーンを御覧下さい。

意見に対する大泉町の見解③は、

- ・国道354号の混雑に配慮するソフト対策として、

「工事車両については、国道354号の既存の交差点から出入りする計画であり、造成事業者に混雑する時間を避けて出入りすることを要請します。産業団地整備後の通勤車両については、進出予定企業によると、国道354号の混雑する時間を避けた通勤時間となる予定です。」ということや、

- ・ハード対策として、

「国道354号と国道122号の交差点について、道路交通の円滑化を図るため、産業団地の造成と併せて、産業団地へ進入するための右折レーンの設置などの交差点改良を行う計画です。」という見解が示されています。

・さらに、「工事期間や産業団地整備後は、住宅街の道路の交通状況を注視し、必要に応じて警察や学校等の関係機関と協議し、必要な対策を検討します。」という、状況に応じた対策を検討する見解が示されています。

都市計画決定権者の群馬県としましては、大泉町のこれらの見解は妥当であると考えています。

前方のスクリーンを御覧下さい。

### 3. 代替耕作地について、ご説明いたします。

まず、公聴会時の公述意見と見解を、ご説明いたします。

公述意見は、「耕作を続けたい人のため、代替耕作地のあっせん・調整を早く進めてほしい。」というものであり、これに対し、大泉町は「代替耕作地のあっせんについて、引き続き丁寧な説明を行い、早急かつ適切に進めます。」という旨の見解を示し、あっせんを進めました。

お手元の議案書の5ページをご確認いただきながら、適宜スクリーンを御覧下さい。

つづいて、8月の縦覧時の意見書の要旨と見解をご説明いたします。

意見④は、「大泉町からあっせんを受けている代替耕作地について、恒久的に農業が続けられる区域としてほしい。」というものです。これは、大泉町が、7月に開催した地元説明会において、当該代替耕作地について「当面の間、農業の振興を図る区域」と説明したことを受けて、意見が提出されたものです。

なお、大泉町は、前方スクリーンで示す、赤丸のエリアを主な代替耕作地として、あっせんを行いました。

大泉町は、この意見を踏まえて、農業振興の方針を再検討した結果、見解④のとおり「町があっせんしている上小泉地区の代替耕作地は、今後も農業の振興を図る区域とします。」という方針に見直しています。なお、この見解④を、大泉町が耕作者に説明し、耕作者から了解を得ていることを確認済みです。

お手元の議案書の4ページ又はスクリーンを御覧下さい。

都市計画決定権者の群馬県としましては、大泉町から、以上のとおりの見解を確認していることから、上小泉北西地区の市街化区域への編入は妥当であるという見解です。

最後になりますが、本都市計画の案については、6月の公聴会では公述意見が出され、8月の1回目の縦覧でも意見書が提出されたことから、都市計画変更手続きを延期し、大泉町は、9月から12月までの間、本地区の周辺住民や、地権者、耕作者といった地元関係者に対し、丁寧の説明や調整を行いました。先ほど、ご説明した縦覧の意見書に対する町見解は、地元関係者に説明を行った内容や結果を踏まえて作成されたものです。

群馬県としましては、1月の2回目の縦覧では、意見書の提出がなかったことから、地元関係者の了解を得られたものと考えております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

いくつか、質問と意見があるが、第一点は大きい話で、第1号、2号、3号議案に共通した話である。群馬県の土地利用基本計画でいうと農業地域の減少に繋がる。

特に優良農地が減るということに関しては、全体の県の土地利用の見通しとして優良農地の減少に関して妥当なものであるかというか、そういうことを明確にしていない。

その中で、工業用地の将来的な需要、そういう見通しの中で位置付けたとしても、工業用地の拡大については、妥当なものであるかと、そういう観点からの、エビデンスを明確にしておく必要がある。これからこういうことが起きると、必ず皆さんが疑問に思うところなので、それをまず明確にしておいた方がよろしいかと思う。

それから、農業用水の問題、水利関係だが、農業用水はどのように扱っていくのかという問題と、それから水利権でその代替地が用意されているか等、そういう水利関係の調整がきちんとなされているかということを確認したい。

特に工業用地造成される場合、農業用水が切り回され、農業用水はどのように扱っていくのか、そういう問題についてもきちんと検討されているかという問題が、意見としてある。

住宅街の道路整備については、通学路が一番優先されるべきと思う。その辺はしっかり検討されておいた方がよいと思う。

特に県の公安委員会と相談、調整をとりながら標識の設置、どこに通学路として指定して、通学の生徒をちゃんと安全に保てるのか、その辺が優先される事項だと考える。

それから、資料について、今回のように第1号、2号、3号議案で縮尺が随分違うので、できれば図面にスケールバーを入れていただきたい。

(事務局)

それでは、都市計画課としてお答えいたします。

まず1点目の工業用地を農地から工業用地に転換するに当たって、規模的なものが整理されているかという点については、県の都市計画区域マスタープランにおいて、将来の工業の目標を推計しています。これは工業出荷額等をベースに、10年後、20年後の工業出荷額がどの程度伸びていくかという推計をしていて、それが今回の編入の目安となっていて、その範囲内で編入をしておるところでございます。

2点目の農業関係者につきましては、この市街化編入にあたって、関係各所とも協議をしております。その中で、水利組合等の農業関係者の方とも調整をしています。どのように、水路を切り回すかや、排水先の協議をして了解を得る等の調整を整えた上で、手続きを進めています。

3点目の通学路との整合については、基本的には工業団地等を整備するところについては、ある程度の道路等のインフラが整っているところに計画する前提があります。例えばこの北西地区で言うと、国道354号の沿道は歩道が整備されているので、トラックの通行で危険が生じる状況ではないということもあります。今の説明で近傍の小学校に通学する生徒の動線は、新設の工業団地の道路とバッティングしないということで、安全は保たれていることを確認しています。

4点目につきましては、今後資料がわかりやすくなるよう、考えます。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、本郷委員。

(本郷委員)

8月18日からの縦覧の意見書3件というのは、5月の公聴会との3名ということでしょうか。

あと、この工場用地の地権者はどれぐらい、いるか。

意見書があるということは、何かしら不満がある方がいるわけなので、第2回の方で、令和6年1月16日からの2回目の縦覧で意見書なしということであればいいが、地権者の方も住民の方も納得したということを確認したい。

(事務局)

3名についてはそのとおりです。公聴会と1回目の縦覧のときに、特に住宅団地にお住まいの方から主に治水に対する不安があるものです。

その後、時間をかけて丁寧に説明した結果、意見書を出された方と公述をされた方も含

め、皆さんご理解いただいたということで、町が手続きを再開しております。

地権者数については83名ほどです。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するというところで特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

続きまして、第2号議案「館林都市計画区域区分の変更(館林大島地区ほか1地区の決定)について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画課・丸山次長)

それでは、第2号議案「館林都市計画区域区分の変更 館林大島地区ほか1地区の決定について」ご説明いたします。

なお、本議案は第3号議案「館林都市計画工業団地造成事業の決定 館林大島地区の決定について」と関連しますので、第2号議案と第3号議案について、一括してご説明いたします。

お手元の議案書6ページと併せて、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧下さい。

第2号議案につきまして、本議案は、市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることが出来る区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類があります。

本議案は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、公的機関による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

それでは、位置関係をご説明いたします。

スクリーンには、館林都市計画区域の中央部を総括図としてお示ししております。緑色の線が東北自動車道、紫色の線が一般国道、青色の線が主要地方道、オレンジ色の線が一般県道を示しております。また、館林市役所、明和町役場は黒い丸で示しております。

今回、区域区分を変更する箇所は赤線で囲まれた2つの地区となります。

1番の館林大島地区は、館林市北東部に位置し、既存の工業団地に隣接しており、東北自動車道館林インターチェンジから約4kmの距離にある地区です。

2番の明和大輪中工業団地地区は、明和町役場から西に位置し、既存の工業団地に隣接し

ており、国道122号バイパスまで約2km、館林インターチェンジまでは約8kmにある地区です。

お手元の議案書7ページをご覧ください。

議案書のご説明をさせていただきます。

「館林都市計画区域区分を次のように変更する。」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」

「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほどご説明いたします。

「2. 人口フレーム」ですが、今回の2地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、工業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

お手元の議案書8ページをご覧ください。

変更理由につきましては、先ほどもご説明しましたが、公的機関による工業用地造成が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の2地区は、群馬県の都市計画区域マスタープラン及び館林市並びに明和町の都市計画マスタープランにおいて、「産業拠点」として位置づけられています。

それでは、変更区域について、ご説明いたします。

1番の館林大島地区です。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。

変更する区域を示す計画図です。赤線と黒の破線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約62.7haの区域です。

主なアクセスは北側の主要地方道館林藤岡線となります。

スクリーンをご覧ください。

本地区の用途地域については、工業の業務の利便の増進を図る地域として、工業専用地域とする予定となっています。

添付図面の図-3又はスクリーンをご覧ください。

土地利用計画についてご説明いたします。

土地利用計画についてお示ししておりますが、本地区については、第2号議案の工業団地造成事業の施設配置計画と関連しますので、後ほどご説明いたします。

次に2番の明和大輪中工業団地地区です。

お手元の添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。

変更する区域を示す計画図です。赤線と黒の破線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約19.8haの区域です。

既存の工業団地に隣接しており、主なアクセスは、北側の町道66号線となります。

スクリーンをご覧ください。

本地区の用途地域については、工業の業務の利便の増進を図る地域として、工業専用地

域とする予定となっています。

添付図面の図－5又はスクリーンをご覧ください。

土地利用計画についてご説明いたします。

赤線で囲まれた区域を今回市街化区域に編入する区域としてお示ししています。

黄色で示した範囲を工業用地とし、灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。

調整池については、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものとして西側に設置し、調整池で調整した後は北にある既設水路を經由し五箇川に放流します。

なお、調整池はその整備を担保するため、地区計画の地区施設として位置づける予定です。緑地については、開発許可基準に基づき、開発区域面積の3%以上を区域の外周に設置いたします。

添付図面の図－6又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和5年6月13日から27日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、館林市及び明和町からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

続きまして、第3号議案をご説明いたします。

それでは、第3号議案「館林都市計画工業団地造成事業の決定 館林大島地区の決定について」をご説明いたします。

お手元の議案書10ページと併せて、添付図面の図－1又はスクリーンを御覧ください。

スクリーンには、先ほどご説明いたしました第2号議案と同じ館林都市計画区域の総括図をお示ししておりますが、工業団地造成事業を決定するのは、館林大島地区のみとなります。

今回、工業団地造成事業を決定する箇所は図面上の赤線で囲まれた56.2haの区域となります。第2号議案と面積が異なる理由としましては、造成が必要な区域を工業団地造成事業の決定区域とする必要があることから、東側の東北自動車道を除外するなどして区域を設定しているためとなります。

決定期理理由につきましては、お手元の議案書の11ページを御覧ください。こちらに記載しておりますが、本地区は県道沿線に位置し、高速交通網への優れたアクセス性も有する区域です。また昭和45年5月に首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けており、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画法第12条で規定する工業団地造成事業を都市計画決定し、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第6条に基づき都市計画事業として施行しようとするもので

す。

お手元の添付図面の図－2又はスクリーンをご覧ください。

区域をお示しする計画図です。赤線で囲まれた区域が、今回都市計画事業として整備する区域でございます。

添付図面の図－3又はスクリーンをご覧ください。

施設配置図についてご説明いたします。

さきほど、ご説明した2号議案の区域区分との面積の差について、赤線で2号議案の区域、青線で3号議案の区域を示しております。

また、ピンク色で示した範囲を工業用地とし、灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。

道路については、適正な街区を形成するように、幅員が9mから12mの区画道路を配置することとしています。

緑地については、面積が施工区域面積の3%以上となるよう住宅地と隣接する北側に配置することとしています。

調整池については、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものとして東側に設置し、調整池で調整した後は中央にある大島新堀、仲伊谷田承水溝を経由し板倉川に放流します。

添付図面の図－4又はスクリーンを御覧下さい。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の決定に伴い、第2号議案と同じスケジュールで手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はありませんでした。以上で第2号議案及び第3号議案の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第2号議案及び第3号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

資料の図面について重複している資料がある。

(事務局)

関連する2号議案と3号議案でそれぞれ同じような図がついておりまして、それぞれ2号の方は編入区域であり大きい面積、3号の方はその中で工業団地造成事業を実施する面積となっている。

紛らわしくなってしまう申し訳ありません。

(小林委員)

図に関してだが、議案毎に土地利用計画図の書き方が異なるが、これを統一していただければ

るとわかりやすい。

明和町の案件は地区計画をかけるとして、内容は例えば最低敷地を定めるのか。

(事務局)

明和町の地区計画は用途制限等の規制がございます。館林大島地区は、地区計画をかけません。

内容については、用途地域の制限に加えて、店舗、カラオケボックス、畜舎、ごみ焼却場、産廃処理施設、福祉センター、自動車教習所等についても規制をして工業に特化しようという計画になっております。

(小林委員)

ここは優良農地ではないのか。

農業振興地域整備計画の中で将来的に確保すべき農地を減らして、ここを工業用地にするのか。一番最初の質問と関連するが、農業振興地域全体で、県の見通しがあって、そのうちの優良農地の確保というのがこれから大事であるがそれに抵触しないかと。

(事務局)

補足ながら申し上げますと、この大島地区については産業団地予定地の西側の農地は 1 枚 1 枚の田、畑が小さくこれまでほとんど改良されておらず使いづらいという状況があります。

東側を産業団地として、残った西側は、圃場整備事業により大区画の使いやすい農地として農業振興を図っていく計画としています。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するというところで特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

続きまして、第 4 号議案「伊勢崎都市計画道路の変更（3・4・6 4 号萩原下武士線の変更）について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画課・丸山次長)

それでは、第 4 号議案「伊勢崎都市計画道路 3・4・6 4 号萩原下武士線の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書13ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧下さい。  
今回の変更路線を含む伊勢崎都市計画区域の南部を中心に総括図としてお示ししております。紫色の線が一般国道、茶色の線が主要地方道、黒の破線がJR両毛線、東武伊勢崎線を示しております。

今回変更する伊勢崎都市計画道路3・4・64号萩原下武士線は、図面下部の青色、赤色、山吹色の線で示しております。この萩原下武士線は、伊勢崎市境町地区と八斗島地区とを結ぶ延長約1.92kmの幹線街路です。今回変更する区間は、山吹色でお示した部分となります。

変更理由は、お手元の議案書の13ページを御覧下さい。

添付図面の図-2又はスクリーンを御覧下さい。

こちらは計画図になります。道路の計画線は、変更前を山吹色、変更後を赤色、変更しない部分を青色で示しております。

今回の変更は、山吹色で示した未整備区間の延長約1,550mを廃止するものです。

当該区間の廃止理由ですが、伊勢崎市が市内都市計画道路の未整備区間を対象に、必要性及び実現性の検証を行った結果、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから、当該区間を廃止するものです。

具体的には、今回廃止する3・4・63号米岡上武士線より西の区間については、桃色の線で示しております現道の一般県道綿貫篠塚線が、都市計画道路の機能を代替可能という検証結果になっております。

添付図面の図-3又はスクリーンを御覧下さい。

本路線の標準断面図をお示ししています。一般部は幅員16m、交差部は幅員17mで都市計画決定されています。

添付図面の図-4又はスクリーンを御覧下さい。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和5年7月18日から8月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、伊勢崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第4号議案の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第4号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、よろしくお願いいたします。

(須永委員)

米岡上武士線の東の変更しない区間は歩道等もあまりないような感じであるので、廃止しないということかと思うが、廃止と存続の差はどのように判断しているか。

(丸山次長)

委員からお話があった通り、廃止する部分については、すでに整備済み或いは片側でも歩道整備されており、機能としては車道等の幅員も各 2 車線もあるということで、廃止ということでございます。

東側の区間につきましては、歩道がございませんので、引き続き存続する位置づけでございます。

(小林委員)

道路交差部で、現道の隅切りはどうなっているのか。

(事務局)

都市計画上も隅切りがありますし、現状でもあります。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するというところで特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

はい。では本日の議事は終了いたしました。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第のその他ということになりますけども事務局から何かございますか。

(剣持課長)

事務局から報告いたします。

次回、第203回の審議会の開催についてですが、第1回定例県議会後の3月19日(火)午前10時からの開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

また、第152回から第200回の群馬県都市計画審議会の記録を冊子にいたしましたので、委員の皆様へ配布いたします。以上でございます。

(小磯会長)

はい、ありがとうございます。

その他、何か皆様からお話等がございますか。

(特になし)

(小磯会長)

それでは特になさいますので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。